

特定外来生物等専門家会合の今後の進め方について（案）

※第5回専門家会合（平成17年8月5日）資料を改訂

1. 第三次以降の特定外来生物等の選定作業

- ・第三次選定作業については、年度内を目途に一定の結論を得るものとする。
- ・一定の被害知見があるものの、条件が整っていないことから指定を見送った生物については、利用の実態に係る情報や被害に係る知見の集積を継続しつつ、指定に当たっての諸課題の整理、必要な条件整備の内容や普及啓発等の具体的手法のあり方等の検討を行い、第三次選定作業の中で重点的に検討をすすめる。
- ・上記以外の要注意外来生物、海外で被害をもたらしている外来生物等についても、被害に係る情報の集積を継続し、新たな知見が得られたものや影響評価の仕組みの検討が進んだ分類群については、第三次選定作業において検討をすすめる。
- ・特定外来生物等の選定については、原則として全体会合を開催して意見を集約するものとするが、緊急の場合などについては、座長の判断により会合形式によらない意見聴取の形式によることができるものとする。

2. 未判定外来生物の判定

- ・未判定外来生物を輸入しようとする者から届出の提出があった際には、関係する分類群グループ座長に連絡する。
- ・分類群グループ座長の指示により、当該未判定外来生物に関する知見を最も有すると考えられる委員又はその他の専門家から事務局が意見を聴取し、聴取した結果を座長と協議した上で、事務局において取扱いの案を作成する。この案を分類群グループの各委員に送付し、意見を求める。
- ・届出から回答まで時間がかかりすぎないように注意するものとする。
- ・委員から分類群グループ会合を開催すべき旨の要請があった場合には、座長と協議し、必要があれば分類群グループ会合を開催するものとする。
- ・分類群グループにおける意見又は分類群グループにおいてとりまとめた結果について、全体会合の座長と協議し、必要があれば全体会合を開催するものとする。
- ・輸入しようとする者から届出のない未判定外来生物についても、被害に係る情報の集積を継続し、新たに得られた知見や影響の度合いに係る検討を経て随時判定を行っていくものとする。

3. 委員の追加等

- ・選定対象に応じ、必要があれば、新たな小グループの設置や委員の追加を行うものとする。